# 定

# 款

社団法人鳥取市シルバー人材センター

# 社団法人鳥取市シルバー人材センター定款

# 第 1 章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人鳥取市シルバー人材センター(以下「センター」という。)という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を鳥取県鳥取市富安2丁目104番地1に置く。

(目的)

第3条 センターは、定年退職者等の高年齢退職者(以下「高齢者」という。)の希望に応じた臨時的かつ短期的な 就業又はその他の軽易な業務(当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働 大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。)に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して 組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高齢者のために、無料の職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと。
- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

# 第 2 章 会 員

(会員の種類)

第5条 センターの会員は、正会員、特別会員及び賛助会員の3種とする。

- 2 正会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 鳥取市に居住する原則として 60 歳以上の者であること。
  - (2) 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の 労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者であること。
- 3 特別会員は、センターに功労があった者又は学識経験者で、理事長がセンターの事業運営に必要と認めて推薦した者とする。
- 4 賛助会員は、鳥取市内に住所又は事務所がある個人又は団体であってセンターの目的に賛同し、事業

に協力するものとする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

- 第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。
- 2 正会員又は賛助会員が次のいずれかに該当するとき、及び特別会員が第1号に該当するときは、退会 したものとみなす。
  - (1)死亡し、又は解散したとき。
  - (2)正当な理由なく会費を1年以上納入しないとき。

(除名)

- 第9条 会員がセンターの名誉をき損し、設立の趣旨に反し、秩序を乱し、又はこの定款に反する行為を 行ったときは、総会において正会員及び特別会員の総数の3分の2以上の同意を得て、その会員を除 名することができる。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第 10 条 退会し、又は除名された会員が、既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

# 第 3 章 役員等

(役員の種別及び選任)

- 第11条 センターに、次の役員を置く。
  - (1) 理事 12人以上18人以内(うち、理事長、副理事長、専務理事各1人を含む。)
  - (2) 監事 2人
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第12条 理事長は、センターを代表し、業務を統括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常の事務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき業務を執行する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の任期)

- 第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員の報酬)

- 第13条の2 役員は、無給とする。ただし、勤務実態に即して支給することができる。
- 2 役員には、職務の執行に要した費用を弁償することができる。
- 3 役員の報酬及び費用弁償に関して必要な事項は、総会が別に定める。

#### (役員の解任)

- 第 14 条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において正会員及び特別会員の総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、その役員を解任することができる。
  - (1)心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決による総会において、その役員に弁明 の機会を与えなければならない。

# (名誉会長及び顧問)

- 第15条 センターに、名誉会長及び顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長は、理事会において推挙し、総会の承認を得て定める。
- 3 顧問は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 4 名誉会長及び顧問は、重要な事項について理事長の相談に応じ意見を述べることができる。

# 第 4 章 会 議

#### (会議の種別)

第 16 条 センターの会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

#### (会議の構成)

- 第17条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。

# (会議の権能)

- 第 18 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1)事業計画
  - (2)事業報告
  - (3)前2号のほかセンターの運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決定する。
  - (1) 総会の議決した事項の執行に関する重要な事項
  - (2) 総会に付議すべき事項
  - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (会議の開催)

第19条 通常総会は、毎年1回5月に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 正会員及び特別会員の総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
  - (3) 監事が民法第59条第4号に基づいて招集するとき。
- 3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

#### (会議の招集)

第20条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の場合には請求の日から 30 日以内に臨時総会を、同条第 3 項第 2 号の場合には請求の日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を記載した書面により、少なく とも開催日の7日前までに正会員及び特別会員に通知しなければならない。
- 4 理事会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なく とも開催日の7日前までに通知しなければならない。

#### (会議の議長)

- 第21条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員及び特別会員のうちから選任する。
- 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (会議の定足数)

- 第 22 条 総会は、構成員の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。
- 2 理事会は、理事の現在数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

#### (会議の議決)

第 23 条 会議の議決は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (会議における書面表決等)

- 第 24 条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員及び特別会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 22 条第 1 項及び前条並びに次条第 1 項第 3 号の規程の適用については、出席したものとみなす。
- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 22 条 第 2 項及び前条並びに次条第 1 項第 3 号の規定の適用については出席したものとみなす。

#### (会議の議事録)

- 第 25 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 構成員の現在数
  - (3) 総会にあってはその総会に出席した正会員及び特別会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合

にあっては、その数)、理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名。

- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、当該会議に出席した構成員のうちから当該会議において選任された議事録 署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

# 第5章 評議員会

(評議員会)

第26条 センターに、評議員会を置くことができる。

- 2 評議員会は、評議員 15 人以内をもって構成する。
- 3 評議員は、高年齢者問題について学識経験を有する者等のうちから理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 4 評議員会は、理事長から付議されたセンターの業務の運営に関する事項を審議し、及びこれに関し 必要と認める事項を理事長に建議する。
- 5 評議員会は、必要に応じ理事長が招集する。

# 第 6 章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第27条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 補助金
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第28条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第29条 センターの経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第30条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(事業計画及び予算)

- 第 31 条 センターの事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、年度開始前に理事長が作成し、総会 の承認を得なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合において、理事会が必要と認めたときは、理事長は予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

4 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、理事会の承認を得た軽微な変更については、この限りでない。

#### (事業報告及び決算)

第 32 条 センターの事業報告及び決算は毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書及び財務 諸表を作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後 2 か月以内に総会の承認を得なければならな い。

# 第7章 事務局

- 第33条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等の事務局の組織及び運営に関する事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

# 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、総会において、正会員及び特別会員の総数の4分の3以上の同意を得、かつ、鳥取県知事の認可を得なければ変更することが出来ない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第 35 条 センターは、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで、及び同条第 2 項の規定により、鳥取 県知事の許可を受けて、解散する。
- 2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員及び特別会員 総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 解散のときに存する財産は、総会において正会員及び特別会員の総数の4分の3以上の議決を得、かつ、鳥取県知事の許可を得てセンターと類似の目的を有する他の団体に寄附する。

#### 第9章 雑則

(委 任)

第36条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

# 附 則(昭和56年7月)

- 1 この定款は、鳥取県知事の設立の許可のあった日から施行する。
- 2 センターの設立当初の役員は、第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、最初の通常総会の開催の日までとする。
- 3 センターの設立当初の事業年度は、第 30 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 57 年 3 月 31 日までとする。
- 4 センターの設立初年度及び次年度の事業計画及び予算は、第 31 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

5 第 15 条の規定にかかわらず、当分の間センターに名誉会長を置くものとし、その選任については、 同条第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

# 附 則(昭和58年8月)

1 この定款は、鳥取県知事の認可があった日から施行する。

# 附 則(昭和 62 年 1 月)

- 1 この定款は、鳥取県知事の認可があった日から施行する。
- 2 第 4 条第 2 号の規定は「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づき鳥取県知事の指定を受けた 日以降実施する。

# 附 則(平成4年6月)

1 この定款は、鳥取県知事の認可があった日から施行する。

# 附 則(平成8年6月)

1 この定款は、鳥取県知事の認可があった日から施行する。

# 附 則(平成13年6月)

1 この定款は、鳥取県知事の認可があった日から施行する。

# 附 則(平成16年6月)

- 1 この定款の変更は、主務官庁の鳥取県知事の認可があった日から施行する。
- 2 この定款の変更後の現任の役員及び変更後始めて選任される役員の任期は、変更後定款 第 13 条第 1 項の規程にかかわらず、平成 18 年 5 月 29 日までとする。

# 附 則(平成18年6月)

1 この定款は、鳥取県知事の認可があった日から施行する。

# 附 則(平成19年6月)

1 この定款は、鳥取県知事の認可があった日から施行する。

# 附 則(平成22年6月)

1 この定款は、鳥取県知事の認可があった日から施行する。